

# 児童扶養手当法の一部を改正する法律案の概要

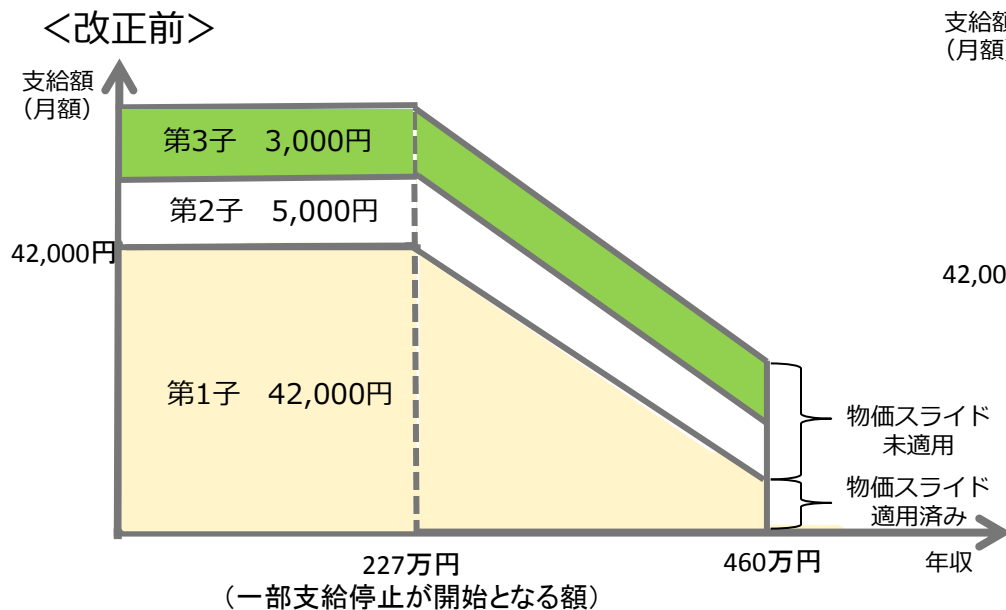
## 制度の概要

- 児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、支給される手当。児童扶養手当の額は、月額4万2千円（平成27年度）。
- 児童の数に応じて、第2子については5千円、第3子以降については3千円の加算額が支給される。
- 手当額（加算額を除く。）については、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逡減させている。

## 改正の内容

- 児童が2人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第2子に係る加算額を5千円から1万円に、第3子以降に係る加算額を3千円から6千円に見直す。
- 加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逡減（※）させる。  
（※）支給額の逡減は法改正事項ではなく、政令改正により対応。
- 平成28年8月1日施行（平成28年12月から支給）

（例） 母1人子3人の場合のイメージ図



<改正後>

